

令和2年度第1回大和市郷土民家園の指定管理者選考委員会議事録

- I. 開催日 令和2年7月13日(月)
- II. 開催場所 書面開催
- III. 出席状況 委員5名
金子皓彦委員、齋藤道子委員、山口充貢委員、柏木明委員、下野裕健委員
- IV. 公開・非公開の状況(書面開催)
公開 非公開 一部公開

V. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

I. 議題

- (1) 指定管理者選定委員会について
- (2) 会長、職務代理の選出
- (3) 指定管理者募集要項(案)及び選定基準(案)等について

B. 審議内容など

- ・指定管理者選定委員会の役割について説明。
- ・会長の選出について書面にて意見をいただく旨説明。
- ・指定管理者募集要項(案)等を送付し、質問表により意見をいただく旨説明。

C. 質問と回答

【大和市郷土民家園指定管理者募集要項(案)について】

<質問>

郷土民家園利用案内では開園時間が午前9時～午後4時30分となっているが、閉園を4時に変更したのは、コロナ禍での一時的なものなのか、又は来園者が少ない時間帯等実績によるものか。

<回答>

7月21日から8月31日までの期間を除く郷土民家園の開園時間については、大和市郷土民家園条例(平成6年3月28日条例第8号)第15条第1項第2号で午前9時から午後4時までと定められています。従来は同条第2項に基づく指定管理者からの申し出による特例措置で午後4時半の閉園としておりましたが、コロナ禍をきっかけに、今後は条例通りの開園時間としたい旨の申出が指定管理者から再度あったため現在は午後4時閉園となっております。このため、次期指定管理者の募集においても条例通りの開園時間とするものです。なお、同園の利用案内の開園時間の記載について

ては順次訂正を行っています。

<質問>

指定管理にあたっての条件である民家園の「保存」とは、具体的にどのようなことを示しているのか。「維持管理」となかが異なるのか。

<回答>

民家園の「保存」は、市指定文化財としての古民家を将来に渡って現状のまま保存する責務を指しています。民家園の「維持管理」では保存のために必要な燻蒸や修繕を実施します。

<質問>

選定までのスケジュールにおいて、受付期間終了が10月5日(月)までなのに対し、書類審査を10月上旬までに終えることは難しいのではないかと。期間終了を説明会から1か月位に設定しても良いのではないかと。市として、受付期間の規定があるなら併せて伺います。

<回答>

大和市が指定管理者を公募する際、期間を50日以上確保するという原則にのっとり、募集期間を短くすることはできません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により募集期間の開始が遅れたこと、12月議会に次期指定管理候補者を上程するための手続き期間を確保しなければならないことから、募集要項に記載の「選定までのスケジュール」は変更できません。書類審査期間が短いことをご懸念いただいておりますが、受付期間中に応募があった際、随時書類審査を進めることで、このスケジュールで対応可能と考えております。

(※資料等は複数ページにわたるため掲載しておりませんが、市役所文化振興課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しください。)